

平成 25 年度

監 査 概 要

盛岡市監査委員

ま　え　が　き

本書は、平成 25 年度において、盛岡市監査委員が実施した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査（工事監査を含む。）、同条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査、法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月現金出納検査、法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定に基づく決算審査、法第 241 条第 5 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項に基づく基金の運用状況審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 109 号。以下「地方財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく財政健全化審査及び地方財政健全化法第 22 条第 1 項の規定に基づく経営健全化審査、法第 242 条第 1 項に基づく住民監査請求監査について、それぞれその概要を掲げたものである。

また、盛岡市包括外部監査人が実施した法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査に係る監査委員関係事務についてもその概要を併せて掲げたものである。

平成 26 年 3 月

盛岡市監査委員

目 次

平成 25 年度盛岡市監査等年間実績 ----- 1

定期監査（工事監査を除く。）

第 1 監査の実施 -----	2
第 2 監査の実施期間 -----	2
第 3 監査の範囲 -----	2
第 4 監査の方針 -----	2
第 5 監査の方法 -----	2
第 6 監査の対象 -----	2
第 7 監査結果の区分 -----	4
第 8 監査結果 -----	5
第 9 監査結果の概要 -----	7
1 市長公室 -----	7
2 総務部 -----	7
3 財政部 -----	7
4 市民部 -----	7
5 環境部 -----	8
6 保健福祉部 -----	8
7 保健所 -----	9
8 商工観光部 -----	9
9 農林部 -----	9
10 建設部 -----	10
11 都市整備部 -----	10
12 玉山総合事務所 -----	11
13 上下水道局 -----	12
14 市立病院事務局 -----	13
15 教育委員会事務局 -----	13
16 教育機関 -----	14
17 公平委員会事務局 -----	14
18 農業委員会事務局 -----	14
第 10 平成 25 年度重点項目の概要-----	15

定期監査（工事監査）

第 1 監査の対象 -----	18
-----------------	----

第2 監査の実施期間	19
第3 監査の方針	19
第4 監査の方法	19
第5 監査結果	19

財政援助団体等監査

第1 監査の対象	21
第2 監査の実施期間	21
第3 監査の範囲	21
第4 監査の方法	22
第5 監査結果	22

例月現金出納検

第1 検査の対象	28
第2 検査の実施日	28
第3 検査の方針	28
第4 検査の方法	28
第5 検査結果	28

決算審査及び基金運用状況審査

一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況	30
水道事業会計決算、下水道事業会計決算及び基金の運用状況、	
病院事業会計決算	32

地方財政健全化法審査

財政健全化審査	34
経営健全化審査	35

住民監査請求監査

包括外部監査

資料

平成25年度監査指摘事項・注意事項件数一覧表	39
------------------------	----

平成 25 年度盛岡市監査等年間実績

区分 (種別)	根 拠 (条項)	監査対象 (対象部・課等)	実 施 時 期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査	地方自治法 第199条第4項	市長内部部局、行政機関、議会及び各委員会事務局、上下水道局、病院、公の施設 教育委員会事務局、教育機関				↔		↔		↔	↔			
監工査事	(同上)	請負工事									↔	↔		
団体政等援助監査	地方自治法 第199条第7項	財政援助団体 出資団体 公の施設指定管理者											↔	
決算審査	地方自治法 第233条第2項 第241条第5項 地方公営企業法 第30条第2項	一般会計決算 特別会計決算 各基金の運用状況 水道事業会計決算 下水道事業会計決算 病院事業会計決算 基金の運用状況				↔								
全地方化方法財審政査健	地方財政健全化法 第3条第1項 第22条第1項	一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計等					↔							
現金出納検査	地方自治法 第235条の2第1項	会計課、上下水道局、病院	4月 25日	5月 28日	6月 27日	7月 26日	8月 27日	9月 27日	10月 25日	11月 26日	12月 26日	1月 28日	2月 26日	3月 27日

○ 住民監査請求監査（地方自治法第 242 条第 1 項）

(1) 平成 25 年 3 月 29 日から平成 25 年 4 月 25 日まで

定期監査（工事監査を除く。）

第1 監査の実施

定期監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき毎年度実施する監査である。また、定期監査に併せて同条第 2 項の規定に基づき、財務に関する事務以外の事務の執行についても監査の対象とした。

第2 監査の実施期間

平成 25 年 4 月 10 日から平成 26 年 1 月 17 日まで

第3 監査の範囲

平成 24 年度及び平成 25 年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理

第4 監査の方針

予算の執行は、それぞれの予算議決の趣旨に沿い、関係法令に従って執行されているか、計数に誤りがないか、収入事務、支出事務、その他の財務に関する事務は、財務規則等に照らし適正に処理されているか、経営に係る事業の管理及びその他の行政の運営や事務処理の手続等が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかの点検確認に主眼を置いて実施した。

第5 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成 25 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の対象

定期監査の対象は全機関である。うち、実地監査対象課等は、おおむね隔年（教育機関等については 3 年おき）に実施することを基本としており、本年度は全機関 223 課等のうち 93 課等を対象とし、次のとおり実地監査を実施した。なお、平成 25 年度に改組された行政組織の一部については、引継ぎを受けた課等において監査を実施した。

【 実地監査対象課等 】

1 市 長 公 室	企画調整課, 行政経営課
2 総 務 部	危機管理課, 管財課, 財産活用推進室, 消防防災課
3 財 政 部	財政課, 契約検査課, 工事指導検査室, 岩手県競馬組合経営改善対策事務局, 資産管理活用事務局
4 市 民 部	市民登録課, 健康保険課, スポーツ推進課, 国体推進室, 消費生活センター, 太田支所, 乙部出張所, 乙部体育館, 好摩体育館
5 環 境 部	資源循環推進課, 収集センター, クリーンセンター
6 保 健 福 祉 部 (保育園)	地域福祉課, 障がい福祉課, 生活福祉課 あべたて保育園, とりよう保育園, くろいしの保育園, 見前保育園
7 保 健 所	企画総務課, 生活衛生課
8 商 工 観 光 部	観光課, 東京事務所
9 農 林 部	農政課, 乙部農業構造改善センター
10 建 設 部	交通政策課, 用地課, 建築住宅課
11 都 市 整 備 部	公園みどり課, 建築指導課
12 玉 山 総 合 事 務 所	税務住民課, 産業振興課, 卷堀出張所, 就業改善センター
13 上 下 水 道 局	総務課, 経営企画課, 給排水課, みず管理課, 水道管路課, 净水課, 下水道整備課, 下水道施設管理課, 玉山事務所
14 市 立 病 院 事 務 局	総務課, 医事課
15 教 育 委 員 会 事 務 局	学務教職員課, 学校教育課, 歴史文化課
16 教 育 機 関 (小学校)	中央公民館, 西部公民館, 見前地区公民館, 乙部地区公民館, 好摩地区公民館, 市立図書館, 玉山学校給食センター 仙北小学校, 杜陵小学校, 山岸小学校, 大慈寺小学校, 米内小学校, 浅岸小学校, 北厨川小学校, 川目小学校, 太田小学校, 城北小学校, 見前小学校, 飯岡小学校, 生出小学校, 卷堀小学校, 好摩小学校, 向中野小学校
(中学校)	下小路中学校, 厨川中学校, 河南中学校, 仙北中学校, 米内中学校, 見前中学校, 渋民中学校, 卷堀中学校
(幼稚園)	好摩幼稚園
17 公 平 委 員 会 事 務 局	
18 農 業 委 員 会 事 務 局	

第7 監査結果の区分

監査の結果は、事務の執行及び経営に係る事業の管理を適正に行う上から是正又は留意、改善を求める事項について、指摘及び注意に区分するものとする。

1 指摘事項

適用

- (1) 法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に重大な違反があるもの
- (2) 故意又は重大な過失によるもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- (5) 著しく非効率的なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- (6) 公金の支出に適正を欠くもの
- (7) 財産管理に適正を欠くもの
- (8) 当該事項が事務処理の方法に起因し、今後においても発生するおそれがあるもの
- (9) 単独の事項としては指摘に至らないが、関連事項を総合的に判断すると指摘すべきもの
- (10) 前回注意とされた事項及び同種の行為について、措置、是正又は改善されていないもの
- (11) 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

処置

- (1) 監査の結果として正規に決定し、長等への報告、公表を行うほか、措置状況通知書の提出を求めるものとする（講評事項）。
- (2) 措置状況が通知された場合は、公表を行うものとする。

2 注意事項

適用

- (1) 一般注意事項

指摘事項、口頭注意事項以外のもので、事務処理方法等に是正又は留意、改善を要すると認められるもの

- (2) 口頭注意事項

事務処理方法等に是正又は留意、改善を要すると認められるが、軽微であり、他に影響を及ぼさず、かつ件数が多くないもの

処置

- (1) 監査の結果として正規に決定し、長等への報告、公表を行うほか、措置状況通知書の提出を求めるものとする（講評事項）。ただし、口頭注意事項については、予備調査時に

- おける事務局職員からの注意に止めるものとする。
- (2) 措置状況が通知された場合は、公表を行うものとする。

第8 監査結果

監査の結果、事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、指摘及び注意事項が見られた（別表及び「第9 監査結果の概要」のとおり）。

(別表)

指摘事項・注意事項一覧

	指 摘 事 項		注 意 事 項		合 計				主な事例内容 (25年度)	
	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度		24年度			
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(%)	(件)	(%)		
共通的事項	4	46	2	7	6	10.9	53	42.1	未決裁、証紙代金の預り、個人情報取扱の不適正	
収入事務	4	7	0	2	4	7.3	9	7.1		
使用料	2	4	0	1	2		5		会計員任命なし、払込み遅滞	
手数料	0	0	0	1	0		1			
その他	2	3	0	0	2		3		不納欠損誤り、不適正な小切手の取扱	
支出事務	9	38	5	13	14	25.4	51	40.5		
時間外勤務等手当	2	32	1	12	3		44		未決裁、算定誤り	
旅費、費用弁償	1	3	0	0	1		3		精算額誤り	
補助金	3	0	1	1	4		1		申請書不備、精算確認の不適正	
その他	3	3	3	0	5		3		支払遅延、支払方法及び履行確認の不適正	
契約事務	14	10	14	1	28	50.9	11	8.7		
業務委託	10	3	3	1	13		4		予定価格未作成、見積書無効	
工事請負	1	1	0	0	1		1		入札書無効	
指定管理	1	0	9	0	10		0		修繕費未精算、備品報告なし	
その他	2	6	2	0	4		6		収入印紙額誤り、個人情報保護の不備	
財産管理事務	2	1	1	1	3	5.5	2	1.6		
取得、処分	2	1	0	0	2		1		不適正な処分手続	
その他	0	0	1	1	1		1		使用許可通知の記載漏れ	
合 計 (件)	33	102	22	24	55	100.0	126	100.0		
	(%)	60.0	81.0	40.0	19.0	100.0		100.0		

第9 監査結果の概要

1 市長公室

企画調整課

【注意事項】

- 1 補助金の交付に当たり、補助対象事業の計画額と精算額が著しく乖離し、かつ、多額の繰越金が発生した事例が1件見られたので、交付先団体に対し適正な計画の策定と実行を指導するとともに、併せて補助金の見直しを行うことを求める。

2 総務部

危機管理課

【指摘事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、消費税の免税事業者に対し消費税を計上しているもの及び誤った委託期間で予定価格を積算しているものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

3 財政部

財政課

【注意事項】

- 1 盛岡市財務会計システム OA 機器賃貸借契約に当たり、個人情報の保護のために受託者が講ずべき措置を明らかにせず契約を締結していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

4 市民部

市民登録課

【注意事項】

- 1 郵券の管理に当たり、郵券受払簿への記載誤りを充分に精査しないまま、月末の報告及び確認を行っていたものが見られたので、適正な事務の執行を求める。

スポーツ推進課

【指摘事項】

- 1 学校屋外運動場照明施設の鍵の管理事務業務委託 12 件の契約に当たり、予定価格を定めていないものがすべてに見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託契約 62 件について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) すべての契約に当たり、予定価格を定めていないもの
 - (2) 盛岡市随意契約見積参加者心得に基づかない見積書により相手方を決定しているもの 27 件
 - (3) すべての契約価格の決定に当たり、見積金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算していないもの
 - (4) すべての契約書の作成に当たり、契約相手方が課税事業者でないのに消費税額等を併記しているもの

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が 8 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

5 環境部

指摘事項及び注意事項なし。

6 保健福祉部

障がい福祉課

【指摘事項】

- 1 備品管理に当たり、必要な手続を行わずに譲与している事例が 34 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められているとおりに報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

(1) 備品の異動及び現在高に関する報告が行われていないもの	3 施設
(2) 毎月の事業実績報告書の提出が遅延しているもの	1 施設

生活福祉課

【指摘事項】

- 1 生活保護事業の実施に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が 1 件見られたので、適

正な事務の執行を求める。

- 2 電報電話料等の支払に当たり、支払期限を超過して事務処理している事例が9件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 要介護認定調査の業務委託に当たり、調査員資格の確認を行わずに認定調査をさせていた事例が13件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 個人情報が記載されている用紙の裏面を起案文書に再利用していた事例が8件見られたので、適正な事務の執行を求める。

7 保健所

企画総務課

【指摘事項】

- 1 夜間急患診療所使用料の不納欠損処分に当たり、債務者による時効の援用がない債権を、時効完成として不納欠損処分を行なっている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

8 商工観光部

観光課

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

9 農林部

農政課

【指摘事項】

- 1 補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 盛岡市農業用施設等維持改良事業補助において、受益戸数 11 戸からなる組合への水路改修補助であるにも関わらず、個人名による交付申請書・交付請求書により交付している

もの

- (2) 平成 24 年度盛岡市農業振興等対策費補助において、事業着手年月日が補助金交付契約年月日以前となっている事業実績書を受理し、交付しているもの

【注意事項】

- 1 有害獣対策業務委託に当たり、一部必要事項の記載がない業務報告書により履行確認している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている次の事項について報告等が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 備品の異動及び現在高に関する報告 8件
 - (2) 自己又は第三者による評価の実施及び報告 8件
 - (3) 緊急時対策等に係るマニュアルの作成 8件

10 建設部

交通政策課

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

用地課

【指摘事項】

- 1 土地売買契約の締結に当たり、軽減税率が適用される契約書に当該税率による金額を超えて収入印紙を貼付している事例が 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 不動産鑑定評価契約に当たり、契約締結の起案と決裁の日付に誤りのある事例が 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

建築住宅課

【指摘事項】

- 1 平成 24 年度住宅使用料納入通知書等処理委託に当たり、業務委託契約約定に定める業務完了届を徴せずに検査調書を作成し支払を行っていた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

11 都市整備部

公園みどり課

【指摘事項】

- 1 盛岡市グリーンバンク事業費補助金の交付に当たり、事業費の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が3施設見られたので、適正な事務の執行を求める。

12 玉山総合事務所

税務住民課

【指摘事項】

- 1 自動車臨時運行許可に当たり、決裁を得ていないものが4件及び手数料として納付された収入証紙に消印されていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 行政財産使用許可に当たり、指令書に使用を許可する財産の用途または使用目的を記載していない事例が5件見られたので、適正な事務の執行を求める。

産業振興課

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが5件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数及び合計時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが3件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行うことを求める。
- 3 家畜防疫事務に当たり、県へ送付する納付書に貼付する岩手県収入証紙の購入代金を所有者等から徴収し証紙を購入するまでの間、担当者個人の預り金として処理している事例がみられたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 農業振興地域農用地証明の発行に当たり、農用地区域内の農用地であることの証明願に貼付された収入証紙を消印していないものが4件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 5 岩洞湖家族旅行村テントサイト使用料の収納に当たり、会計職員として任命せずに当該収納金の取扱いをさせている事例及び当該収納金の指定金融機関等への払い込みが遅滞して

いる事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務・休日勤務命令に当たり、職員の休日に係る勤務区分の記載誤りのあるものが3件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 種雄牛飼養管理委託に当たり、随意契約見積通知書への公印の押印を省略している事例が3件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例及び緊急時対策等に係るマニュアルが作成されていない事例が7件見られたので、適正な事務の執行を求める。

13 上下水道局

みず管理課

【注意事項】

- 1 業務委託の履行確認に当たり、道路使用許可申請費計上の根拠となる許可書の写しが添付されていない工事完了報告書を決裁しているものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

水道管路課

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、収入印紙が消印されていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

下水道整備課

【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、受注希望型指名競争入札において委任者の印が異なる委任状を受理していたものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

下水道施設管理課

【指摘事項】

- 1 業務委託に係る随意契約の締結に当たり、見積額が予定価格に納まらず協議に移行した後、見積書を微取せず契約額を決定し、委託契約を締結しているものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

玉山事務所

【指摘事項】

- 1 工事請負契約に当たり、指名競争入札において入札書に代理人の氏名及び押印がないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

14 市立病院事務局

医事課

【指摘事項】

- 1 業務委託料の支払いに当たり、業務委託契約書に定める方法によらず支出している事例が2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

15 教育委員会事務局

学務教職員課

【指摘事項】

- 1 盛岡市中学校給食調理等業務委託に当たり、契約約定に定められた再委託の承認手続きが行われていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

学校教育課

【指摘事項】

- 1 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の小切手振出しに当たり、書き損じ分について、小切手帳に残さず、廃棄している事例が9件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 自動車賃貸借契約に当たり、無効とすべき見積書を受理している事例が1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

歴史文化課

【指摘事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定で定められている年間修繕料について、残額が生じたにも関わらず返還されていない事例が見られたので、当該残額について指定管理者から返還させる手続きを行うことを求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められるとおりに備品に関する報告が行

われていなない事例が 4 施設見られたので、適正な事務の執行を求める。

16 教育機関

西部公民館

【指摘事項】

- 1 飲料水自動販売機の設置にかかる行政財産使用料の諸経費あん分額算定に当たり、再エネ発電賦課金等料金を加算していない事例が見られたので追徴の手続きを行うことを求める。

(小学校・中学校・幼稚園)

指摘事項及び注意事項なし。

17 公平委員会事務局

指摘事項及び注意事項なし。

18 農業委員会事務局

【指摘事項】

- 1 平成 24 年度盛岡市農業委員会視察研修会の費用弁償に当たり、概算払の精算額に誤りのある事例が 1 件見られたので、過払いとなった日当及び宿泊料を返還させる手続を行うことを求める。

第10 平成25年度重点項目の概要

次の事項を重点項目とし、行政監査的観点から監査を行った。

- ① 平成22・23年度に実施した行政監査の措置状況の点検
- ② 過年度監査指摘事項に対する措置状況の点検
- ③ 業務委託に係る随意契約の事務処理状況の確認
- ④ 指定管理者への指導状況の確認
- ⑤ 債権管理の状況の点検
- ⑥ 資金運用状況の点検
- ⑦ 監査対象工事の増
- ⑧ 物品の管理状況の点検
- ⑨ 各部課に置かれている団体事務局の運営状況

【監査結果】

① 平成22・23年度に実施した行政監査の措置状況の点検について

- ・ 当局から取組み状況報告の提出を受け確認した結果、全職員を対象とするコンプライアンス研修の受講人数が792人と全職員数に比べ極めて少ないことから、より効果的な研修計画と実施に取り組むことを求めた。

② 過年度監査指摘事項に対する措置状況の点検について

- ・ 時間外勤務手当のチェックシート未活用部署が見られることから活用の徹底を促されたい。
- ・ 適正な時間外勤務手当の支出事務に当たっては、事後チェック制度等の促進に努められたい。
- ・ 他部署の指摘事例を自らの業務改善に波及させようとする意識が不足していることから、課員全員で指摘事例を検証する場を設定に努められたい。

③ 業務委託に係る随意契約の事務処理状況の確認について

- ・ 業務委託に係る随意契約については、財務規則第119条において「随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を提出させなければならない。」と規定されているにも関わらず、その7割以上が2者以上から見積を徴していない契約となっている。
- ・ 1者随意契約に当たっては、その理由区分により経済性の検証資料若しくは唯一1者とする公平・公正かつ合理的な理由書の添付が必要とされるが、調査の結果、合理的理由が付記されていないもの、合理的理由に乏しい事例が数多く見られた。
- ・ 1者随意契約は主觀的要素が入りやすく、契約価格の固定化や新規参入を阻むリスクがあること、また、市民に対する透明性と説明責任の確保が必要であることから、他都市に見ら

れる「随意契約に関するガイドライン」等の市としての統一的な随意契約事務の基準づくりを検討されたい。

④ 指定管理者への指導状況の確認について

- ・ 指定管理者と市が締結する「管理運営に関する基本協定書」に定める指定管理者からの備品に関する報告、緊急時等の対応に関するマニュアルの作成及び自己又は第三者による評価が行われていない事例が多数見られることから、担当部署における基本協定内容の把握及び指定管理者への指導力の強化が必要と思われる。

⑤ 債権管理の状況の点検について

- ・ 私債権として取り扱った債権の不納欠損処理事務において、必要とされる債務者からの時効の援用申出を受けずに不納欠損処理を行っていた事例が見られ指摘事項とした。この原因は、債権区分及び債権の取り扱い等の債権管理事務について、全庁的な整理が行われていないことによるものと思われる。安易な不納欠損処理等は、債権管理に関する住民訴訟の提起も想定されることから、全庁的な債権区分の点検・整理を行うとともに他都市の例を参考とするなど、より適正な債権管理に取組むことが必要と思われる。

⑥ 資金運用状況の点検について

- ・ 概ね適正に運用されていると見受けられるが、今後も会計課、上下水道局及び市立病院間の連携を図りつつ、低金利下における金利選好を重視した、より効率的な運用に努められたい。

⑦ 監査対象工事の増について

- ・ 委託先の見直しにより、監査対象工事件数の増（2件⇒4件）が実現され、工事監査の強化が図られた。

⑧ 物品の管理状況の点検について

- ・ 取得年月日の古い備品や指定管理施設において使用する備品について、日常的な管理が充分には徹底されていない状況であり、また、備品の譲与事務処理等においても不適正な事例が見られたことから、異動が生じた際には、事務処理を遅滞無く確実に行う職員意識の徹底や「物品管理点検計画・実施結果報告書」によるチェック体制を確実に定着させることが必要と思われる。

⑨ 各部課に置かれている団体事務局の運営状況について

- ・課等に事務局を設置されていた外部団体71団体について、現金、通帳等の管理状況を調査したところ、通帳と通帳印を同一人が管理している事例が散見された他は、すべての団体で定期的に会計監査が行われている状況であった。市の所有に属さない現金等ではあるが、職員が携わる以上は常に適正かつ市民の信頼を損なうことがないよう厳正な取扱いが求められることから、全庁的な統一的基準の制定が必要と思われる。また、職員数縮減化に伴い、こうした外部団体の事務局業務は過重な負担となってきていると思われることから、全庁的問題として各団体への事務の移管に取り組むことも必要と思われる。

【参考】

平成25年度上半期の監査を終えた時点で、部長級職員に対して上半期の指摘事例を示すとともに、次の事項に留意し、組織一体として業務プロセスの改善等に取り組まれるよう要請したところである。

- 今後、指摘に係る業務のプロセスについて、誤謬と不正の未然防止のため、だれがどのような立場（責任）でチェックするかということを明確にした上で、より効率的・効果的に処理できるよう改善に努めるべきである。
- 時間外勤務手当の処理にあたっては、せっかく新しい時間外勤務命令表・チェックシートを作成しているのでこれを有効利用されたい。
- 契約事務については、組織として財務規則等の習熟を図るとともに、担当部署の指導のもと契約事務の厳正な執行に取り組み、特に経験の浅い職員に対する継続的な指導を確實に行うこと。また、業務委託に当たっては競争契約によることが基本であるが、やむを得ず随意契約をするに至った場合には、その理由を明確にした上で、公正性、透明性、妥当性の観点から、相手方選定理由についても具体的に明記すること。
- 指定管理業務については、市民サービスの質の向上を図るという本来の目的のため、基本協定に定めるモニタリング等を確實に行うこと。

定期監査（工事監査）

第1 監査の対象

1 太田地区街路築造及び宅地造成その1工事

- (1) 所 管 都市整備部市街地整備課
(2) 契約金額 75,757,500 円（消費税込み）
(3) 工 期 平成 25 年 7 月 30 日から平成 26 年 3 月 17 日まで
(4) 請負業者 株式会社内澤建設
(5) 工事場所 盛岡市下太田地内
(6) 工事概要 道路土工 一式
側溝工 $L = 575\text{m}$
縁石工 $L = 445\text{m}$
アスファルト舗装工 $A = 1,211 \text{ m}^2$
宅地造成工 $A = 3,511 \text{ m}^2$
(7) 進捗率 31% (平成 25 年 10 月 31 日現在)

2 市道河南・野崎線道路改良工事

- (1) 所 管 都市整備部盛岡南整備課
(2) 契約金額 66,490,200 円（消費税込み）
(3) 工 期 平成 25 年 7 月 11 日から平成 26 年 1 月 27 日まで
(4) 請負業者 株式会社上の島
(5) 工事場所 盛岡市下飯岡 12 地割外地内
(6) 工事概要 施工延長 $L = 310\text{m}$
道路土工 一式
地盤改良工・置換工 $V = 840 \text{ m}^3$
側溝工 $L = 498.4\text{m}$
函渠工 一式
アスファルト舗装工 $A = 3,570 \text{ m}^2$
縁石工 $L = 593\text{m}$
(7) 進捗率 48% (平成 25 年 11 月 18 日現在)

3 盛岡市立土淵小・中学校屋内運動場改築（建築主体）工事

- (1) 所 管 教育委員会事務局総務課
(2) 契約金額 288,120,000 円（消費税込み）
(3) 工 期 平成 25 年 6 月 29 日から平成 26 年 3 月 17 日まで
(4) 請負業者 蓼和建設株式会社
(5) 工事場所 盛岡市土淵字幅 23

- (6) 工事概要 施工面積 1,537.14 m² (464.98 坪)
主体構造 鉄骨造 1階建
最高高さ 12.35m
- (7) 進捗率 33% (平成 25 年 10 月 31 日現在)

4 青山三丁目アパート新 1 号館建設（建築主体）工事

- (1) 所管 建設部建築住宅課
- (2) 契約金額 450,450,000 円（消費税込み）
- (3) 工期 平成 25 年 6 月 29 日から平成 26 年 3 月 17 日まで
- (4) 請負業者 横下建設株式会社
- (5) 工事場所 盛岡市青山三丁目 13 番地内
- (6) 工事概要 延床面積 2,746.87 m² (832.77 坪)
主体構造 鉄筋コンクリート及び鉄骨造
地上 4 階及び平屋建
最高高さ 12.70m
- (7) 進捗率 11% (平成 25 年 11 月 1 日現在)

第 2 監査の実施期間

平成 25 年 11 月 22 日及び平成 25 年 12 月 6 日

第 3 監査の方針

工事の執行に関し、設計・施工等が効果的・合理的かつ適正に執行されているかに主眼を置いて実施した。

第 4 監査の方法

工事監査は、その技術面の視点から監査を実施するものであり、高度の専門知識を必要とするため、土木工事については公益財団法人岩手県土木技術振興協会に、建築工事については公益社団法人日本技術士会に技術士の派遣を依頼し、その協力のもと、関係職員からの説明を受け、設計図書及び現場の施工状況等の具体的な事項について監査を行った。

第 5 監査結果

各工事とも、全体として技術的な支障は見られず、おおむね良好な施工状況と認められたところであるが、一部の工事において次のとおり注意を要する事項が見られたので、適切に措置されたい。

太田地区街路築造及び宅地造成その 1 工事

【注意事項】

- 建設業法第 40 条の規定に基づき工事現場へ掲示すべき下請業者の「建設業の許可

票」がなかったものが見られたので、請負業者に対する指導を徹底されたい。

- 2 道路築造工事が進捗した後に下水道工事による掘削作業が行われていたので、関係機関との工程調整を綿密に行うよう努められたい。

市道河南・野崎線道路改良工事

【注意事項】

- 1 重機稼動時には誘導員を必ず配置する旨、安全対策を徹底するよう請負業者に指導されたい。

財政援助団体等監査

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成24年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

1 財政援助団体は、平成24年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち次の1団体とした。

社会福祉法人 麗沢会

（軽費老人ホーム事務費補助金（ケアハウス麗沢））

2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち次の1団体とした。

公益財団法人 盛岡地域地場産業振興センター

（公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター出捐金）

3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成23年度において公の施設の管理を行わせているもののうち次の3団体（3施設）とした。

（1）株式会社 不来方やすらぎの丘

（盛岡市斎場やすらぎの丘指定管理者）

（2）盛岡サイエンスグループ

（盛岡市子ども科学館指定管理者）

（3）特定非営利活動法人 盛岡市水泳協会

（盛岡市余熱利用健康増進センター）

第2 監査の実施期間

1 財政援助団体 平成26年1月21日から平成26年2月19日まで

2 出資団体 平成26年1月31日から平成26年2月19日まで

3 公の施設の指定管理者 平成26年1月20日から平成26年2月19日まで

第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

1 財政援助団体

補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。

2 出資団体

事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。

3 公の施設の指定管理者

対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第4 監査の方法

- 1 平成25年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調査、出資に関する調査、公の施設の管理に関する調査及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。
- 2 財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。
- 3 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。
 - (1) 財政援助団体
 - ア 交付決定手続に関すること。
 - イ 事務事業の執行に関すること。
 - ウ 補助等に係る実績及び成果に関すること。
 - (2) 出資団体
 - ア 出資の目的に関すること。
 - イ 事業経営に関すること。
 - (3) 公の施設の指定管理者
 - ア 条例等に関すること。
 - イ 協定に関すること。
 - ウ 管理費用に関すること。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実向上に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいて適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかつたが、財政援助団体等の一部には会計処理等について留意する事例が見られたので、事務処理に当たつては十分に注意されたい。

社会福祉法人 麗沢会

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

滝沢市高屋敷15番地

社会福祉法人 麗沢会

理事長 中館 真一

2 財政援助の目的

入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合に、軽費老人ホームの円滑な運営に寄与するものであることから、運営費の一部を補助するものである。

3 補助金額等

軽費老人ホーム事務費補助金（ケアハウス麗沢）

補 助 金 額	申 請 年 月 日	交 付 決 定 年 月 日	交 付 年 月 日
29,486,120 円	平成24年8月31日	平成24年11月1日	平成24年12月26日 29,241,600 円 平成25年5月24日 244,520 円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

公益財団法人 盛岡地域地場産業振興センター

1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市繁字尾入野64番地102

公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター

理事長 谷藤 裕明

2 出資の目的

当該団体は、盛岡広域生活圏における地場産業の振興のための事業を行うことにより、

地場産業の育成強化を図り、もって地域経済の健全な発展と地域住民の生活の向上及び福祉の増大に寄与することを目的とする団体であることから、公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和59年8月31日	昭和59年9月20日 昭和59年9月28日 昭和59年9月29日	10,555,000円 (10,000,000円) (351,000円) (204,000円)	38.6%

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 決算報告書の作成に当たり、賞与引当金が計上されていない事例がみられたので、適正な事務の執行を求める。

株式会社 不来方やすらぎの丘

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市三ツ割字寺山46番地4

株式会社不来方やすらぎの丘

代表取締役 若狭 功

2 管理を行う公の施設

盛岡市斎場やすらぎの丘

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市斎場やすらぎの丘は、住民の公衆衛生その他公共の福祉の向上を図ることを目的として設置された施設であり、株式会社不来方やすらぎの丘を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市斎場やすらぎの丘指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
127,343,923 円	平成24年5月18日	2,240,214 円
	平成24年6月15日	2,427,020 円
	平成24年7月20日	2,370,638 円
	平成24年7月27日	22,438,473 円
	平成24年8月17日	2,916,827 円
	平成24年9月20日	2,989,884 円
	平成24年10月19日	2,704,610 円
	平成24年10月26日	22,438,473 円
	平成24年11月16日	2,138,903 円
	平成24年12月14日	2,152,504 円
	平成25年1月18日	2,868,796 円
	平成25年1月31日	25,059,903 円
	平成25年2月15日	3,400,462 円
	平成25年3月15日	3,321,815 円
	平成25年4月19日	2,815,495 円
	平成25年4月26日	25,059,906 円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 条例に基づく事業報告書の提出に当たり、管理経費の收支状況が記載されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 指定管理料で購入した備品について、市への登録等の手続きが行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

盛岡サイエンスグループ

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

東京都府中市矢崎町四丁目16番地

盛岡サイエンスグループ

代表者 株式会社五藤光学研究所 代表取締役 五藤 信隆

2 管理を行う公の施設

盛岡市子ども科学館

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市子ども科学館は、子どもの科学技術に関する知識の向上と啓発を図ることを目的として設置された施設であり、盛岡サイエンスグループを指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市子ども科学館指定管理料

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支 出 金 額
146,861,575 円	平成24年4月13日	24,400,000 円
	平成24年6月15日	24,400,000 円
	平成24年8月15日	24,400,000 円
	平成24年10月15日	24,400,000 円
	平成24年12月14日	24,400,000 円
	平成25年2月15日	24,400,000 円
	平成25年3月29日	461,575 円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

特定非営利活動法人 盛岡市水泳協会

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市菜園一丁目6番3号

特定非営利活動法人 盛岡市水泳協会

理事長 小笠原 努

2 管理を行う公の施設

盛岡市余熱利用健康増進センター

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市余熱利用健康増進センターは、盛岡市クリーンセンターのごみ焼却により発生する熱を有効利用し、市民の健康増進を図るとともに、交流の場を提供することを目的として設置された施設であり、特定非営利活動法人盛岡市水泳協会を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市余熱利用健康増進センター指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
70,000,000 円	平成24年4月16日	20,000,000 円
	平成24年6月8日	10,000,000 円
	平成24年8月10日	10,000,000 円
	平成24年10月10日	10,000,000 円
	平成24年12月10日	10,000,000 円
	平成25年2月8日	10,000,000 円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

例月現金出納検査

第1 検査の対象

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の出納した現金及び現金出納に係る事務とする。
(一般会計、各特別会計、各基金、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計)

第2 検査の実施日

原則として毎月25日に検査を実施しており、平成25年度の実施日は次のとおりである。

4月25日、5月28日、6月27日、7月26日、8月27日、9月27日

10月25日、11月26日、12月26日、1月28日、2月26日、3月27日

第3 検査の方針

会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の出納した現金（歳計現金、歳計外現金、一時借入金、基金に属する現金をいう。以下同じ。）の在高、出納関係諸表等の計数の正確性及び現金出納事務が適正に行われているかの検証に主眼を置いて実施した。

第4 検査の方法

1 検査の実施方法

検査資料及び関係職員等からの説明により実施した。

2 検査の予備調査

原則として検査当日の3日前に提出を求めた検査資料及び帳簿等により行い、上下水道事業管理者の現金の出納については検査前日に実施した。

第5 検査結果

1 収支の計数検査

(1) 会計管理者から提出された一般会計及び特別会計に属する当月分の歳計現金及び歳入歳出外現金等月計対照表並びに歳計現金及び歳入歳出外現金等現金出納状況調査表等の検査調書と出納関係の諸帳票・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

(2) 上下水道事業管理者から提出された水道事業会計及び下水道事業会計に属する当月分の試算表・資金予算書及び現金保管状況調等の検査調書と収支日計表・会計伝票(各勘定科目)・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

(3) 病院事業管理者から提出された病院事業会計に属する当月分の試算表・資金予算表及び
収支金月計表(現金保管)等の検査調書と収支日計表・会計帳票・証憑書類及び現金の現在
高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

2 証憑書類の検査

検査したところ、特に注意又は改善を要する事項はなかった。

決算審査及び基金運用状況審査

一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況

第1 審査の対象

- 1 平成24年度盛岡市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成24年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算
- 3 平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算
- 4 平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算
- 5 平成24年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算
- 6 平成24年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算
- 7 平成24年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算
- 8 平成24年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算
- 9 平成24年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算
- 10 平成24年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算
- 11 平成24年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算
- 12 平成24年度盛岡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- 13 実質収支に関する調書
- 14 財産に関する調書
- 15 基金運用状況調書

第2 審査の期間

平成25年7月17日から平成25年8月6日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類（以下「決算書類等」という。）が法令に準拠して調製されているか否かについて審査した。
- 2 決算計数の正確性の検証と予算が法令及び条例等に基づいて適正かつ効率的に執行されたか否かについて会計伝票、諸帳簿及び証書類等によって調査照合を行うとともに、定期監査及び出納検査の結果をも参考し審査した。
- 3 審査に付された各基金については、運用状況調書、基金受払台帳、資金貸付簿及び証書類によって計数の正確性を調査照合し、かつ、運用の適否等をも慎重に審査した。
- 4 その他必要に応じて関係職員に説明を求めるなど、一般に公正妥当と認められる審査基準に準拠し、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 決算書類等は、法令の規定に準拠して調製されているものと認められた。
- 2 決算書類等に記載の金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認められた。
- 3 予算執行状況については、おおむね適正であると認められた。
- 4 財産に関する調書に表示の公有財産、物品、債権及び基金の記載高は、財産台帳、関係書類等と適合し、正確であると認められた。
- 5 各基金は、各々設置の目的に沿って運用され、かつ、計数的に正確であり、その執行は適正であると認められた。

* 詳細については「平成24年度盛岡市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書 平成24年度盛岡市基金運用状況審査意見書」参照。

水道事業会計決算、下水道事業会計決算及び基金の運用状況、病院事業会計決算

第1 審査の対象

- 1 平成24年度盛岡市水道事業会計決算
- 2 平成24年度盛岡市下水道事業会計決算及び基金の運用状況
- 3 平成24年度盛岡市病院事業会計決算

第2 審査の期間

平成25年6月5日から平成25年8月6日まで

第3 審査の方法

- 1 当事業年度における各事業会計の決算報告書、損益計算書、剩余金計算書、剩余金処分計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、事業報告書及びその他の書類（以下「決算諸表」という。）が地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規定に準拠して作成され、かつ、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか否かについて審査した。
- 2 各事業会計の総勘定元帳、補助簿及びその他諸帳簿と証拠書類によって調査照合を行うとともに、定期監査及び出納検査の結果をも参照し、計数の正確性、会計の処理手続きの正否について審査した。
- 3 各事業会計の決算における予算執行の結果が、地方公営企業運営の基本原則にのっとり所期の目的を達成しているか否かについて審査した。
- 4 各事業会計の貯蔵品については、決算の実地的な御に立会して実在の確認をするとともに、貯蔵品出納簿及び伝票類の記帳処理状況を調査した。
- 5 審査に付された基金については、運用状況調書、基金受払台帳、資金貸付簿及び証書類によって計数の正確性を調査照合し、かつ、運用の適否等をも慎重に審査した。
- 6 その他必要に応じて関係職員に説明を求めるなど、一般に公正妥当と認められる審査基準に準拠し、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 審査に付された各事業会計の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規定に準拠して作成されており、各事業会計の平成25年3月31日現在における財政状態及び同日をもって終わる事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認めた。
- 2 各事業会計の決算は、計数的に正確であるものと認めた。
- 3 各事業会計の記録計算は、会計原則に従い適正であるものと認めた。

- 4 各事業会計の当事業年度における予算執行の結果は、地方公営企業運営の基本原則にのつとり、おおむね所期の目的を達成し、妥当に執行されたものと認めた。
- 5 各事業会計とも貯蔵品の経理は、適切であると認めた。
- 6 基金は、設置の目的に沿って運用され、かつ、計数的に正確であり、その執行は適正であると認めた。

* 詳細については「平成 24 年度盛岡市水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計決算審査意見書 平成 24 年度盛岡市基金運用状況審査意見書」参照。

地方財政健全化法審査

財政健全化審査

第1 審査の対象

平成 24 年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成 25 年 7 月 24 日から平成 25 年 8 月 27 日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成 24 年度健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成 24 年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 健全化判断比率は、法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成 24 年度健全化判断比率は、次のとおりである。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等及び公営事業会計で実質黒字を生じていることから、数値は算出されないものである。

(%)

健全化判断比率	平成 24 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	13.3	25.0	35.00
将来負担比率	89.7	350.0	—

* 詳細については「平成 24 年度盛岡市財政健全化審査意見書」参照。

経営健全化審査

第1 審査の対象

平成24年度資金不足比率並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類
(対象会計)

水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、公設浄化槽事業費特別会計、
農業集落排水事業費特別会計、中央卸売市場費特別会計

第2 審査の期間

平成25年7月24日から平成25年8月27日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成24年度資金不足比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成24年度資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 資金不足比率は、法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成24年度資金不足比率は、次のとおりである。資金不足比率算定の対象となるすべての公営企業会計において資金不足は生じておらず、数値は算出されないものである。

(%)

会 計	平成24年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	
病 院 事 業 会 計	—	
公 設 浄 化 槽 事 業 費 特 別 会 計	—	
農 業 集 落 排 水 事 業 費 特 別 会 計	—	
中 央 卸 売 市 場 費 特 別 会 計	—	

* 詳細については「平成24年度盛岡市経営健全化審査意見書」参照。

住民監査請求監査

第1 請求件数 1件

第2 請求内容

- (1) 監査請求日 平成25年3月7日
- (2) 請求書提出者数 1者
- (3) 監査対象部局 建設部
- (4) 請求趣旨

市長に対し、市道上ノ橋町1号線市道において必要な交通量の調整及び適時適正に除雪を実施することを求める。

第3 監査結果について

却下（平成25年4月30日）

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する法的用件（違法又は不当に財産の管理を怠る事実）を具備しておらず不適法なものであり却下する。

包括外部監査

第1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成16年条例第9号）第2条の規定による包括外部監査

第2 選定した特定の事件名（監査対象テーマ）

- ① 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について
- ② 内部統制の整備状況の有効性について

第3 監査対象機関

- ① 保育所（保健福祉部）、幼稚園（教育委員会）
- ② 総務部、財政部、建設部

第4 監査の期間

平成25年5月17日から平成26年2月3日まで

第5 包括外部監査人

公認会計士 佐藤 公哉

第6 監査事務補助者

公認会計士 高橋 雄一郎
公認会計士 氏家 亮
公認会計士 武田 弘明

第7 監査結果の公表

平成26年2月7日

第8 包括外部監査に係る法令等に基づく盛岡市監査委員の主な事務

- (1) 包括外部監査契約の締結に係る意見（法第252条の36第1項）
- (2) 包括外部監査人の監査の事務の補助者に係る協議及び告示（法第252条の32第1項、第2項）
- (3) 盛岡市監査等実施計画の包括外部監査人への提出（法第252条の30第2項）

- (4) 包括外部監査対象事件等通知書の收受（法第 252 条の 30 第 1 項）
- (5) 包括外部監査結果報告書の公表（法第 252 条の 38 第 3 項）
- (6) 包括外部監査人の監査の事務の補助者の監査事務補助終了の通知に基づく告示（法第 252 条の 32 第 8 項、第 9 項）
- (7) 包括外部監査結果報告書に基づく是正改善措置の通知に係る事項の公表（法第 252 条の 38 第 6 項）

* 詳細については、監査委員事務局ホームページ等において開示されている「平成 25 年度包括外部監査の結果報告書」参照。

* 包括外部監査人の選任及び包括外部監査契約等については、市長公室行政経営課において所掌されている。

資料

平成 25 年度監査指摘事項・注意事項件数一覧表

	指摘事項		注意事項		合計	
	25 年度	24 年度	25 年度	24 年度	25 年度	24 年度
定期監査（工事監査除く）	33	102	22	24	55	126
定期監査（工事監査）	0	0	3	0	3	0
財政援助団体等監査	0	0	3	4	3	4
合 計	33	102	28	28	61	130